

「装備品等にかかわる不具合・不安全事故の報告について（通達）

平成 10 年 3 月 26 日

陸幕装計第 100 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長

（例規71）

装備品等にかかわる不具合・不安全事故の報告について（通達）

（装計定第408 号）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕装計第47 号（8. 3. 28）「ハットレポートの試行の継続について（通達）」は、廃止する。）

装備品等にかかわる不具合・不安全事故の報告要領

1 目的

事故を未然に防止する観点から、装備品等にかかわる不具合・不安全事故が発生した事象について迅速に情報交換（以下「ハットレポート」という。）を行い注意喚起するとともに、早期に対策を講ずるための資とする。

2 対象となる事象

装備品等にかかわる不具合・不安全事故が発生した事象

3 ハットレポートの報告要領

（１）各方面総監、各部隊長及び各機関の長（以下「方面総監等」という。）は、発生した事象のうち必要と判断されるものについて、速やかに、陸上幕僚長（以下「幕僚長」という。）に報告（様式付紙）するものとする（装計定第408号）。ただし、陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達（陸上自衛隊達第99—7号）及び事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121—1号）の規定により報告するものは除くものとする。

（２）ハットレポートは、軽易かつ迅速に行うため、判明した事項を取りあえず第1報として報告し、その後逐次判明した事項について第2報等として報告することができる。

（３）ハットレポートの報告手段は、模写電報又はその他迅速な方法をもって行うものとする。

4 ハットレポートの処置

ハットレポートにより報告された事象のうち必要と判断されるものについては、速やかに、方面総監等に通知するとともに、所要の対策を講ずる。

ハ ッ ト レ ポ ー ト

件 名			
日 時		場 所	
概 要			
そ の 他 参考事項			

備考：概要には、事象の概要、推定原因、対策等のうち判明した事項を記載する。